税金等

日商簿記３級で学習した内容

・法人税等

・租税公課

・消費税（税抜方式）

消費税

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

税抜方式における還付の仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「仮受消費税」勘定（負債）

「仮払消費税」勘定（資産）

「未払消費税」勘定（負債）

「未収還付消費税」勘定（資産）

消費税とは、事業者が国内で行った資産の譲渡やサービスの提供等に課せられる税金です。消費税の会計処理には、税抜方式（ぜいぬきほうしき）と税込方式（ぜいこみほうしき）があります。日商簿記では税抜方式が出題されますが、3級で学習した内容に追加して、2級では還付の処理を学習します。

（2）税抜方式（還付の処理以外、日商簿記3級で学習済み）

① 仕入時

消費税を支払ったときには「**仮払消費税**」勘定（資産）で処理します。

例題 **商品10,000円を仕入れ、代金は掛けとした。なお、消費税率は10%である。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕入	**10,000**	**買掛金**	**11,000**
仮払消費税	**1,000**		

仮払消費税：10,000×10%＝1,000

買掛金：10,000＋消費税1,000＝11,000

② 売上時

消費税を受け取ったときには「**仮受消費税**」勘定（負債）で処理します。

例題 **商品10,000円を15,000円で販売し、代金は掛けとした。なお、消費税率は10%である。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
売掛金	**16,500**	**売上**	**15,000**
		仮受消費税	**1,500**

仮受消費税：15,000×10%＝1,500

売掛金：15,000＋消費税1,500＝16,500

③　決算時

受け取った消費税と支払った消費税を相殺した差額を納付しますので、「**未払消費税**」勘定（負債）で処理します。なお、受け取った消費税より支払った消費税が多い場合、相殺した差額が還付されますので、「**未収還付消費税**」勘定（資産）で処理します。

例題　**決算において、受け取った消費税1,500円と支払った消費税1,000円を相殺し、納付額が500円となった。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
仮受消費税	**1,500**	**仮払消費税**	**1,000**
		未払消費税	**500**

例題　**決算において、受け取った消費税1,700円と支払った消費税2,000円を相殺し、還付額が300円となった。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
仮受消費税	**1,700**	**仮払消費税**	**2,000**
未収還付消費税	**300**		

④　納付又は還付時

確定申告を行い、納付額の支払時に「**未払消費税**」勘定（負債）を減少させます。また、還付額の受取時に「**未収還付消費税**」勘定（資産）を減少させます。

例題　**消費税の納付額500円を当座預金から支払った。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
未払消費税	**500**	**当座預金**	**500**

例題　**消費税の還付額300円が当座預金に振り込まれた。**

借方科目	金　額	貸方科目	金　額
当座預金	**300**	**未収還付消費税**	**300**

法人税等

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

①　法人税等の還付の内容を理解しよう！

②　仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「法人税、住民税及び事業税（法人税等）」勘定（費用）

「仮払法人税等」勘定（資産）

「未払法人税等」勘定（負債）

「未収還付法人税等」勘定（資産）

（1）法人税等

法人税等とは、利益に課せられる税金である法人税、住民税及び事業税をいいます。法人税が国から、住民税や事業税が都道府県や市町村から課されます。

法人税、住民税及び事業税はともに、利益に課せられる税金ですので、それらをまとめて「**法人税、住民税及び事業税**（または、**法人税等**）」勘定（費用）で処理します。なお、損益計算書には「法人税、住民税及び事業税」として計上します。

	⋮	
Ⅵ	特　別　利　益	×××
Ⅶ	特　別　損　失	×××
	税引前当期純利益	×××
	法人税、住民税及び事業税	**×××**
	当　期　純　利　益	×××

（２）法人税等に関する簿記一巡（還付の処理以外、日商簿記3級で学習済み）

① 中間申告（ちゅうかんしんこく）

中間申告とは、期首から６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内に、前年度の法人税額の２分の１または６ヶ月を一事業年度とみなして仮決算を行って算出した６ヶ月分の法人税額のいずれかを申告・納付することです。中間申告において納付した法人税額は「**仮払法人税等**」勘定（資産）で処理します。

例題　**法人税等の中間納付を行い、150,000円を当座により支払った。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
仮払法人税等	**150,000**	**当座預金**	**150,000**

② 決算

1年間の利益に課せられる当期の法人税等を算定し、「**法人税、住民税及び事業税**（または、**法人税等**）」勘定（費用）で処理します。１年間の法人税等が中間納付額より多い場合は後日その差額を納付しますので、その差額を「**未払法人税等**」勘定（負債）で処理します。また、１年間の法人税等が中間納付額より少ない場合はその差額を還付してもらいますので、その差額を「**未収還付法人税等**」勘定（資産）で処理します。

例題　**決算にあたり当期の法人税等を500,000円計上する。なお、法人税等の中間納付は150,000円であった。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
法人税等	**500,000**	**仮払法人税等**	**150,000**
		未払法人税等	**350,000**

例題　**決算にあたり当期の法人税等を100,000円計上する。なお、法人税等の中間納付は150,000円であった。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
法人税等	**100,000**	**仮払法人税等**	**150,000**
未収還付法人税等	**50,000**		

③　納付又は還付時

確定申告とは、原則として、決算日後２ヶ月以内に法人税、住民税、事業税を申告し、納付することをいいます。中間納付額を差し引いた残額を納付しますので、支払時に「**未払法人税等**」勘定（負債）を減少させます。また、還付を受ける場合には、受取時に「**未収還付法人税等**」勘定（資産）を減少させます。

例題　**未払法人税等350,000円について小切手を振り出して支払った。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
未 払 法 人 税 等	**350,000**	**当　座　預　金**	**350,000**

例題　**未収還付法人税等50,000円が還付され、当座預金に振り込まれた。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
当　座　預　金	**50,000**	**未収還付法人税等**	**50,000**